

第六号

徳島県企画総務関係手数料条例の一部改正について

徳島県企画総務関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県企画総務関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県企画総務関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

徳島県経営戦略関係手数料条例

第一条中「企画総務関係」を「経営戦略関係」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

組織の再編に伴い、徳島県企画総務関係手数料条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。